

☆☆ 新型コロナウイルス感染症ニュース 第52号 2021.1.25 ☆☆

新型コロナウイルス感染症も日を迫うごとに、より一層身近になってきております。今回は最新のワクチン情報と新型コロナウイルス感染症患者の退院基準、職域における体調不良者への対応についてご紹介いたします。

新型コロナウイルスワクチン =アップデート情報=

2月末からとされる医療従事者への接種について、宮城県主体でワクチンの受け取りと接種の準備がすすめられております。現状では接種は基本型・連携型接種施設での集団接種が想定されております。仙台市医師会からは、特に医療従事者の接種においてはワクチンを1V単位で冷蔵運搬して個別施設での接種も要望しておりますが今のところ返答はありません。集団接種に対しては、事前に接種希望者のリストの提出が必要であり、近日中に各医療機関宛に通知がなされる予定です。3月末からが見込まれている一般市民向け接種についても、今のところ接種後副反応の懸念などから集団接種が想定されており、仙台市が会場を確保し、医師会で医師や看護師の派遣に協力することが求められております。会員の先生方、スタッフの方々にもぜひ御一考、準備をいただきたいと思っております。

またこれらワクチン事業に携わるにあたり、仙台市医師会ではワクチン専門家の講演会を2月5日(金)にWeb等で視聴できる形態で開催いたします。詳細は追って連絡いたします。

仙台市民の命と健康を守るため、医療体制を守るため、コロナの終息を迎えるため、ぜひ仙台市医師会の底力を見せましょう。ご協力をよろしくお願い申し上げます。(文責:福壽岳雄)

新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について

新型コロナウイルス感染症患者の退院の取り扱いについて、以下のように厚生労働省より通達されております。

新型コロナウイルス感染症患者の退院基準

- ・ 発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ・ 発症日から10日経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

職域における発熱や風邪症状などの体調不良者への対応について

日本渡航医学会と日本産業衛生学会が共同文書として公開している対策ガイドより抜粋し、職域における体調不良者、濃厚接触者への対応についての情報をまとめております。患者さんへの説明の際にご参考下さい。

■ 新型コロナウイルスの検査を受けていない者の職場復帰の目安

発熱や風邪症状の体調不良を認める場合は、新型コロナウイルスの検査を受けることを勧めるが、医療機関を受診しない、受診はしたものの新型コロナウイルスの検査を受検しなかった際には、新型コロナウイルス感染症を完全に否定することはできない。その場合、発熱や風邪症状が改善したとしても、次の基準に基づいた職場復帰が推奨される。

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・発症後に少なくとも8日が経過している。
- ・解熱後に少なくとも72時間が経過しており (a)、発熱以外の症状 (b) が改善傾向である。
 - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

上記期間の休業が困難な場合には、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けるようにする。それができない場合には、事業所の責任のもとに、以下の対応を取ることもやむを得ない。

- ・発熱や風邪様症状の消失から少なくとも72時間が経過している (a) 状態を確認して復帰させる。

■ 感染した従業員の職場復帰の目安

次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- ・発症後(ないし診断確定後)に少なくとも10日が経過している。
- ・解熱後に少なくとも72時間が経過しており (a)、発熱以外の症状が改善傾向である (b)。
 - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状(ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある)

※ 感染症法第18条に基づく就業制限の解除については、退院前のPCR検査は必須ではなく、「発症日から10日間を経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合」は、就業制限を解除してよいとされている。

■ 従業員が濃厚接触者と判断された場合

- ・保健所が実施する積極的疫学調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、事業所の管轄の保健所の指示に従い、自宅待機も含めた感染防止の措置を講じる。
- ・全ての濃厚接触者を検査対象として PCR 検査(初期スクリーニング)が行われる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者(確定例)」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。
- ・同居者は原則として濃厚接触者となる。そのため従業員の家族が感染者で自宅療養する場合には、感染者の自宅療養解除日から、さらに14日間の健康観察期間が従業員に求められることがある。

* 濃厚接触者の定義

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、一定の条件に該当する者をいう。患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触があった者、手で触れることのできる距離(目安は1m)で、必要な感染予防策なしで、患者(確定例)と15分以上の接触があった者などが該当する。

詳細については、新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>) を参照。

出典：職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド第4版 <https://plaza.umin.ac.jp/jstah/pdf/corona04.pdf>

(文責:松森保彦)

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX : 022-267-5193

メール : sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp